

「在宅医療・介護連携推進事業」におけるコーディネート業務と 「在宅医療に必要な連携を担う拠点」での業務連携に関する調査検討委員会 開催要綱

1. 目的

2024年度からは、第9期介護保険事業（支援）計画、第8次医療計画がスタートする。切れ目のない医療・介護提供体制の構築のための整合性確保が必須であり、特に市町村においては在宅医療・介護連携推進事業が大きく関係する。都道府県が策定する医療計画では、今回より「在宅医療に必要な連携を担う拠点」の設置が求められている。一方、市町村の在宅医療・介護連携推進事業では、当該事業を推進するため相談窓口にはコーディネーターを配置する動きが加速している。そして、それらは市町村担当者のパートナーとしての関係性を気づき、地域の医療・介護に係る専門職に働きかけることで、実際に地域における在宅医療・介護連携の推進者として機能している状況と実績がみられる。

本事業では「在宅医療・介護連携推進事業」で実施されているコーディネート業務の実態を調査、把握し、「在宅医療に必要な連携を担う拠点」の機能と役割と合わせて整理を行い、それらが本当に地域において有効かつ効率的に機能できる方法を調査検討することで、在宅医療・介護のより一層の連携の推進と、地域包括ケアの構築・深耕に寄与することを目指すものであり、本検討委員会において検討を行う。

2. 検討事項

- (1) 本調査研究において検討すべき事項、重視すべき視点
- (2) 実態把握に向けた仮説と課題設定、調査における視点
- (3) 調査・分析結果から読み取れる状況、課題等
- (4) 在宅医療・介護の連携、推進に向けたあり方
- (5) その他検討が必要な事項

3. 構成員

構成員は、別紙のとおりとする。また、その任期は令和6年3月31日までとする。

4. 運営等

- (1) 検討委員会は、本事業の実施主体である株式会社富士通総研が構成員の参集を求めて開催する。
- (2) 検討委員会においては、必要に応じ、(1)の構成員以外の関係者の出席を求めることができる。
- (3) 検討委員会は原則として非公開とする。
- (4) 検討委員会の庶務は、株式会社富士通総研において処理する。
- (5) この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関して必要な事項は、検討委員会において定める。

以上